特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第３０２１号
大阪市中央区道修町１丁目２番11号
清算株式会社　東洋マリーン株式会社
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　協定債権
清算株式会社に対して協定債権を有する債権者とその有する協定債権の内容は、別紙「協定債権一覧表」記載のとおりである。
第２　弁済及び免除
1　協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける（以下、協定債権から特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権を除いた部分を「一般債権」という。）。
2　本協定認可決定確定時に協定債権者番号12の一般債権については全額免除を受ける。
3　本協定認可決定確定後１か月以内に、協定債権者番号12の債権者を除く協定債権者（以下、「本件協定債権者」という）の一般債権額に、金２億3555万7344円を一般債権の総額（但し、協定債権者番号12の債権額を除く。）で除した割合を乗じた金額を弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
但し、協定債権に対する免除額の計算において生じる１円未満の端数は、切り捨てる。
4　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者（但し、協定債権者番号12の債権額を除く。）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を一般債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第３　弁済の方法
1　協定による弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込む方法により支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
2　協定債権者が振込先を指定しなかった場合、弁済の場所は清算株式会社の本店所在地（大阪市中央区道修町一丁目２番11号）とする。
（別紙省略）
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第８号
名古屋市名東区猪高台１丁目1316番地
再生債務者　株式会社積善
1　決議に付する計画案　平成28年２月22日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成28年４月22日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成28年４月15日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成28年４月８日
平成28年３月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第２３号
埼玉県川口市末広１丁目３番８－1206号
パークスクエア川口
再生債務者　小林　喜久
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月５日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月19日から平成28年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第２１号
さいたま市西区大字内野本郷971番地24
再生債務者　河合　　友
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月６日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月20日から平成28年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第１０号
千葉県茂原市西野522番地４
再生債務者　岩瀬　　大
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月６日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月20日から平成28年５月６日まで
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２８年（再イ）第９号
相模原市南区麻溝台８丁目10番７号
再生債務者　黒木　俊人
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月６日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月20日から平成28年４月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（再イ）第３号
長野県上田市住吉170番地７　グラスコートＲ　Ｂ号
再生債務者　村松　良司
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月６日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月20日から平成28年４月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（再イ）第２７号
名古屋市緑区平子が丘2523番地　シティハイツ左京山24－８号
再生債務者　山田　尚子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月６日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月13日から平成28年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第４６号
愛知県東海市東海町３丁目９番17号（21号）
（従前の住所）名古屋市緑区境松１丁目610番地　ハイエクセル有松303号
再生債務者　関　　智仁
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月６日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月13日から平成28年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第３号
岐阜県高山市松之木町2745番地10
再生債務者　杉下美千代
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月７日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月21日から平成28年４月28日まで
岐阜地方裁判所高山支部再生係

平成２８年（再イ）第７号
岡山市北区今保329番地５
再生債務者　眞壁　麗志
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月11日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月21日から平成28年５月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第９２号
東京都台東区竜泉３－37－５－801
再生債務者　大森　　操
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月12日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月26日から平成28年５月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第１号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字東原前188番地　ハイツＷＥＡＬⅡ109号
再生債務者　村山　竹志
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月13日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月27日から平成28年５月11日まで
仙台地方裁判所大河原支部